



神奈川県

県土整備局建築住宅部建築安全課



私たち一人ひとりの行動が、  
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

## 神奈川県耐震改修促進計画

2026（令和8）年3月

# 目次

## 第1章 計画の目的等

1	本計画の目指す姿	1
2	計画策定の趣旨	1
3	計画の目的	1
4	計画の位置づけ	1
5	計画期間	2
6	県・市町村・県民（所有者・管理者）の取組	2

## 第2章 計画改定の背景と課題

1	大規模地震からの教訓	3
2	神奈川県地震被害想定	5
3	計画の進捗状況と課題	6

## 第3章 建築物の耐震化の目標

1	目標設定の考え方	10
2	本計画の目標	11

## 第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1	住宅の耐震化の促進	13
2	耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の促進	17
3	公共建築物の耐震化の促進	21
4	その他の地震時における安全対策の推進	21

## 第5章 計画の推進に向けて

1	推進体制	23
2	法に基づく指導・助言等	24
3	施策のフォローアップについて	24

	本計画での建築物等の説明	25
--	--------------	----



# 第1章 計画の目的等

## 1 本計画の目指す姿

県が令和7年3月に改定した地震防災戦略では、「誰一人取り残さない防災」を目指し、一人でも多くの方を救う観点から減災の取組を進めることとしています。本計画においても、地震防災戦略を踏まえて建築物の耐震対策等の取組を進め、災害に強いまちづくりの実現を目指します。

## 2 計画策定の趣旨

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に基づく耐震改修促進計画で、法第4条で国土交通大臣が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき定めることとされています。

これまで2007(平成19)年に策定し、その後、法改正や基本方針の改正等により順次改定を行っており、前回の改定は2022(令和4)年3月に行いました。

今回、2025(令和7)年7月に国の基本方針が改正されたこと等を踏まえ、計画を見直すものです。

## 3 計画の目的

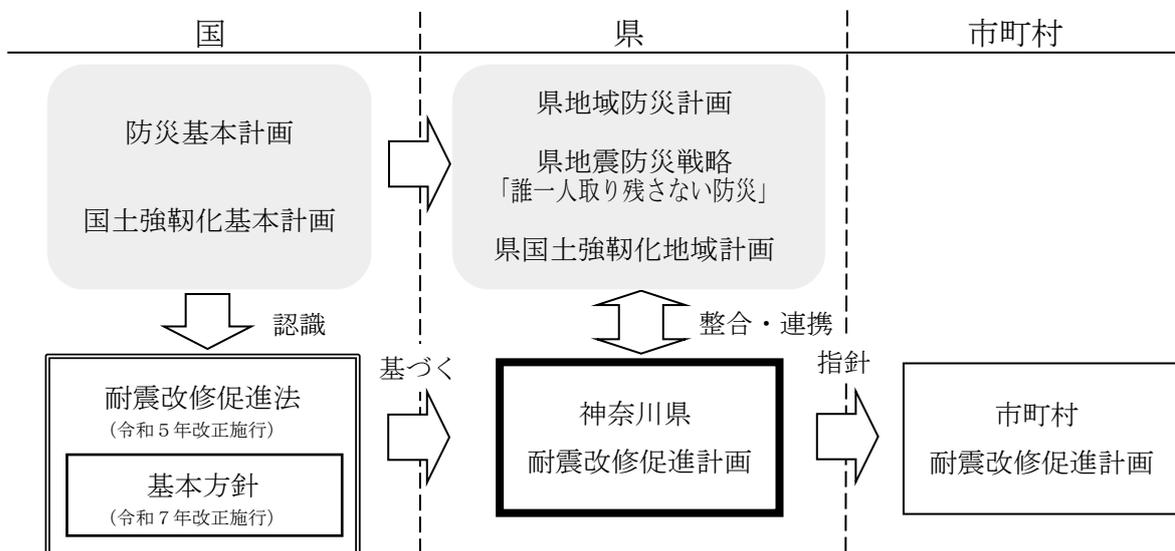
本計画は、地震に対する耐震性が不十分な建築物の耐震化を図ることなどにより、建築物等の安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。

## 4 計画の位置づけ

### (1) 関連計画との連携

本計画は、神奈川県国土強靱化地域計画や神奈川県地域防災計画、神奈川県地震防災戦略など、関連する他の計画や施策と整合・連携を図りながら取組を進めます。

なお、本計画は、市町村が市町村計画を策定する際の指針となるものです。



## (2) SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、「持続可能な開発目標」を意味し、2015 (平成 27) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された国際社会全体の目標です。

SDGs の基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2030(令和 12)年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが示され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととされています。

### ■ SDGs の 17 のゴール



本計画は、SDGs の 17 の目標のうち「住み続けられるまちづくりを」と深い関連を持つことから、この視点を踏まえながら、本計画を推進します。



## 5 計画期間

本計画は、2026(令和 8)年度から 2035(令和 17)年度までの 10 年間の計画とします。また、計画期間中の国の基本方針の見直しや計画の実施状況等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。

## 6 県・市町村・県民(所有者・管理者)の取組

法では、耐震関係の現行基準に適合していない全ての住宅・建築物に対して、耐震化の努力義務が課せられています。住宅・建築物の耐震化を促進するには、住宅・建築物の所有者等が必要に応じて、自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが必要です。

県と市町村は、国と連携して所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じていきます。

## 第2章 計画改定の背景と課題

### 1 大規模地震からの教訓

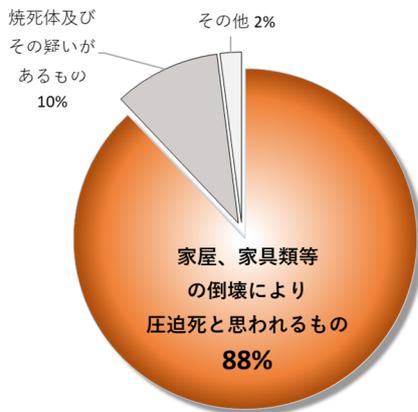
1995(平成7)年1月に発生した兵庫県南部地震(以下「阪神・淡路大震災」という。)では、地震を直接の死因とする死者数の9割近くが、家屋、家具類等の倒壊による圧死でした。

建築物の被害状況では、建築基準法の耐震基準が昭和56年に強化される前の、いわゆる旧耐震基準<sup>1</sup>で建てられた建築物は、新耐震基準<sup>2</sup>の建築物より耐震性が不十分なものが多く、大きな被害を受けたとされています。

また、2011(平成23)年3月に発生した東北地方太平洋沖地震(以下「東日本大震災」という。)では、これまでの想定をはるかに超える巨大な津波により、建築物に甚大な被害が発生しましたが、地震の揺れによる被害としては、新耐震基準を満たす建築物では被害が限定的であったとされています。

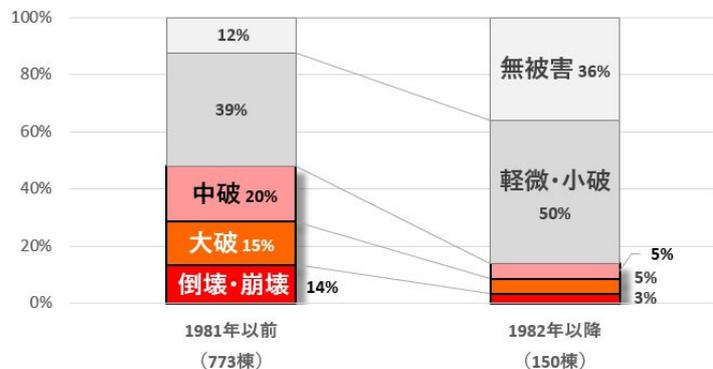
こうしたことから、旧耐震基準の建築物の耐震化を促進することは重要と考えます。

【阪神・淡路大震災における死因別死者数の割合】



出典：警察白書(平成7年度)

【阪神・淡路大震災における建築物の被害状況(新耐震基準導入前後の比較)】



出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告

1 旧耐震基準：1981(昭和56)年5月31日以前の建築基準法の耐震基準。

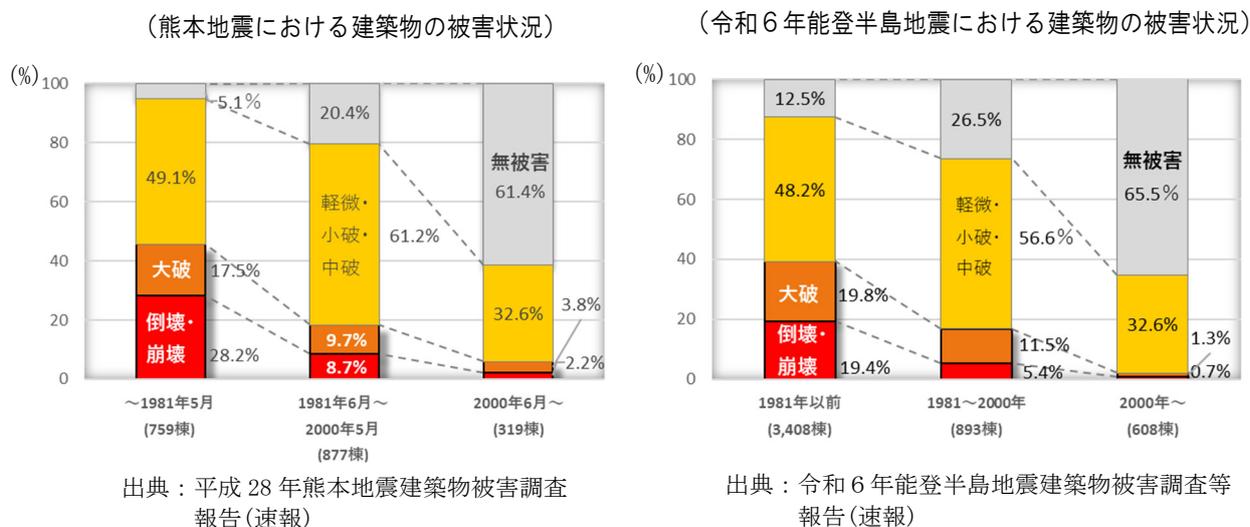
2 新耐震基準：1981(昭和56)年6月1日に施行された建築基準法の耐震基準。

2016(平成 28)年 4 月に発生した熊本地震では、旧耐震基準の木造建築物は、過去の震災と同様に倒壊や大破した建築物の割合が顕著に高い状況でしたが、新耐震基準で建てられた在来軸組構法の木造住宅においても、建築基準法で接合部等の規定が明確化された、2000（平成 12）年 6 月の基準で建築されていない建築物の一部に、倒壊等の被害が見られたと報告されています。

こうした木造建築物の被害状況については、2024（令和 6）年 1 月に発生した令和 6 年能登半島地震でも同様な傾向を示していると報告されています。

このため、2000 年基準<sup>1</sup>を満たさない木造建築物についても耐震性能を検証し、必要に応じて耐震性を確保していくことが重要です。

### 【新耐震基準導入前後の比較(木造)】



2018(平成 30)年 6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、家具や塀が倒れやすい周期の短い地震動であったことなどから、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。このような人的被害の発生を防止するため、特に通学路等の沿道における危険性の高いブロック塀へ対策を講じることが重要です。

令和 6 年能登半島地震では、半島部という地理的特性から、土砂崩壊等の災害による主要な道路の寸断により、緊急車両の通行や物資の輸送などが妨げられ、集落が孤立した事例があったと報道されました。

大規模地震時には、倒壊した沿道建築物が道路を塞ぎ、緊急車両の通行等に支障をきたすことも考えられるため、半島部などアクセス道路が限られる地域につながる路線等は、沿道建築物の耐震化を促進する取組を進めることが重要です。

1 2000年基準：建築基準法の改正により2000（平成12）年6月以降に木造建築物を対象に適用された基準で、壁や筋交いを入れた軸組の配置や接合部の仕様等の構造関係規定について明確化された基準

## 2 神奈川県地震被害想定

県が 2025(令和7)年3月にとりまとめた神奈川県地震被害想定調査の結果によると、想定している地震の中でも県内最大の地震であり、あらゆる被害が想定される大正型関東地震では、全壊・半壊を合わせて約 69 万棟に及ぶ被害が想定されており、このような大規模地震災害における人的・物的被害の軽減に向けた取組は喫緊の課題となっています。

### 【大規模地震による揺れや液状化による建物被害想定結果】

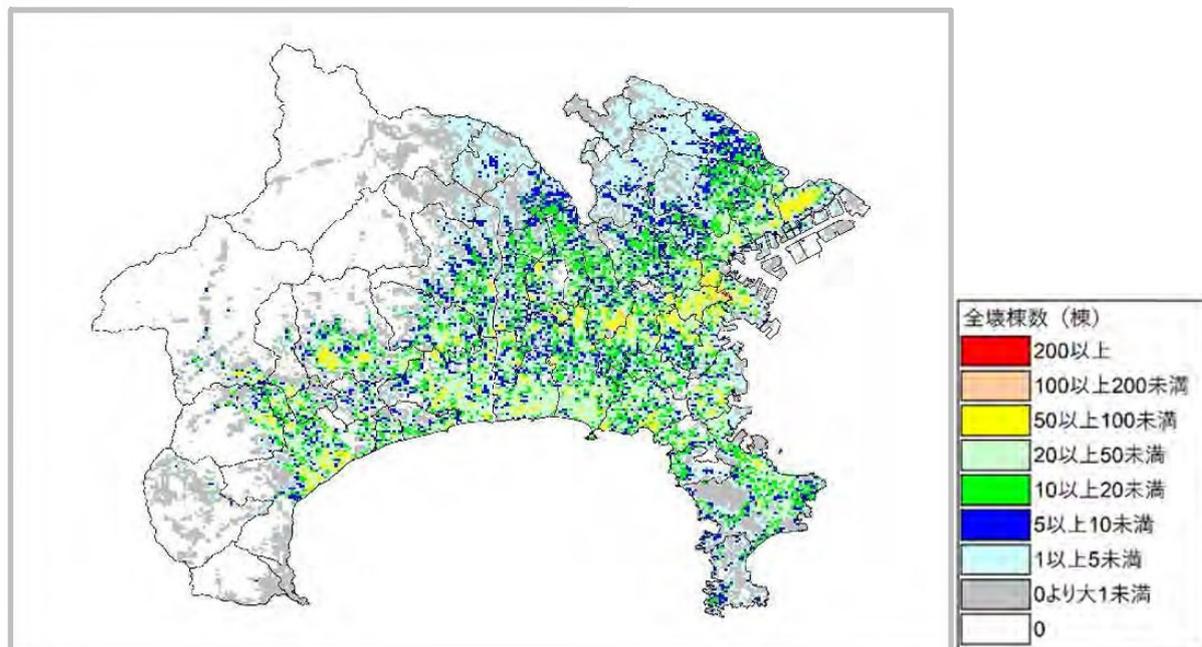
(単位：棟)

想定地震	全壊			半壊			総計		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
都心南部直下地震	33,770	9,040	42,810	144,560	24,920	169,480	178,330	33,960	212,290
三浦半島断層群の地震	12,650	2,980	15,630	60,350	12,650	73,000	73,000	15,630	88,630
神奈川県西部地震	2,820	400	3,220	12,460	1,920	14,380	15,280	2,320	17,600
東海地震	180	30	210	2,280	2,680	4,960	2,460	2,710	5,170
南海トラフ巨大地震	250	50	300	4,100	3,690	7,790	4,350	3,740	8,090
大正型関東地震	279,160	29,240	308,400	320,920	62,800	383,720	600,080	92,040	692,120
(参考) 元禄型関東地震	279,170	29,240	308,410	320,920	62,800	383,720	600,090	92,040	692,130
(参考) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(西側モデル)	407,390	44,970	452,360	347,700	89,170	436,870	755,090	134,140	889,230

※ 津波や火災による被害のダブルカウントを考慮していない。

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書(2025(令和7)年3月)を一部加工

### 【大正型関東地震の揺れによる全壊棟数の分布】



出典：神奈川県地震被害想定調査報告書(2025(令和7)年3月)

### 3 計画の進捗状況と課題

#### (1) 計画の進捗状況

2022（令和4）年3月改定の前計画では、2021（令和3）年12月に国が基本方針で示した目標を踏まえつつ、それまで県計画で設定した目標の継続性等を勘案し、次の目標を定めました。

【2022（令和4）年3月改定計画】

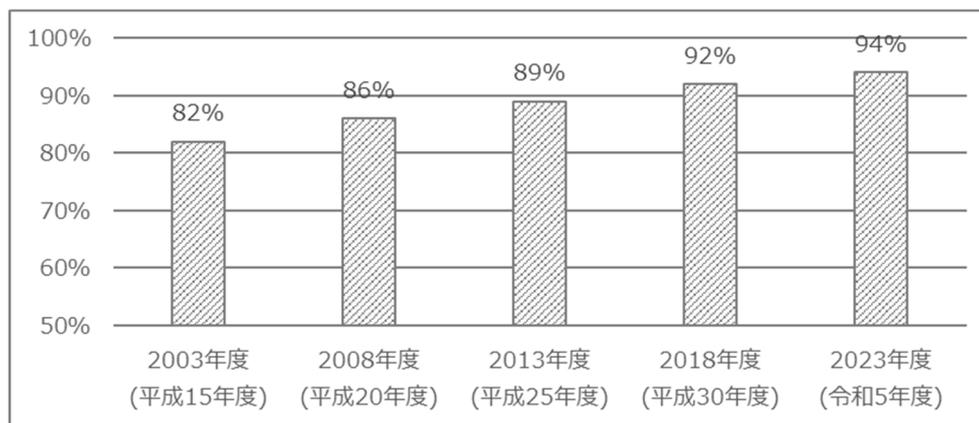
対 象		目 標
住宅		耐震性が不十分な住宅を2030（令和12）年度までにおおむね解消
耐震診断義務付け対象建築物等	多数の者が利用する建築物 <sup>1</sup> （要緊急安全確認大規模建築物 <sup>2</sup> を含む）	耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物を2025（令和7）年度までにおおむね解消
	沿道建築物 <sup>3</sup>	旧耐震基準で建てられた沿道建築物のうち、必要な耐震性能が確保されたものの割合を2030（令和12）年度までに5割とする

#### ア 住宅

総務省の平成30年住宅・土地統計調査を基に、2018（平成30）年の耐震化率<sup>4</sup>を約92%と推計し、耐震性が不十分なものを2030（令和12）年度までにおおむね解消することを目指しました。

令和5年住宅・土地統計調査の結果では、耐震性が不十分な住宅は2018（平成30）年の約32万戸から、約26万戸にまで減少し、2023（令和5）年の耐震化率は約94%と推計されました。

【住宅の耐震化率の進捗状況】



出典：令和5年住宅・土地統計調査をもとに推計

- 1 多数の者が利用する建築物：学校、病院、百貨店、事務所等の多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）（資料1）
- 2 要緊急安全確認大規模建築物：不特定多数、避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物等で、法で耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物（多数の者が利用する建築物に含まれる）（法附則第3条）（資料1）
- 3 沿道建築物：県又は市町村が計画で指定した緊急輸送道路の沿道建築物のうち、一定の高さ以上の耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物（法第5条第3項第2号又は法第6条第3項第1号）（資料1）
- 4 耐震化率：対象建築物の全数に占める新耐震基準相当の耐震性能を有する棟数（耐震診断で耐震性ありと判定されたものと耐震改修工事により必要な耐震性能が確保されたものも含む。）の割合で、住宅の場合は戸数で算定した割合。

## イ 多数の者が利用する建築物

2021（令和3）年3月末時点の耐震化率は約93%で、耐震性が不十分なものを2025（令和7）年度までにおおむね解消することを目指しました。

2025（令和7）年3月末時点の調査結果では、28,827棟に対して耐震性があるものが27,064棟となり、耐震化率は約94%となりました。

そのうち、公共建築物の耐震化率は約98%と高い結果となっています。

### 【多数の者が利用する建築物の公共・民間別の耐震化率】

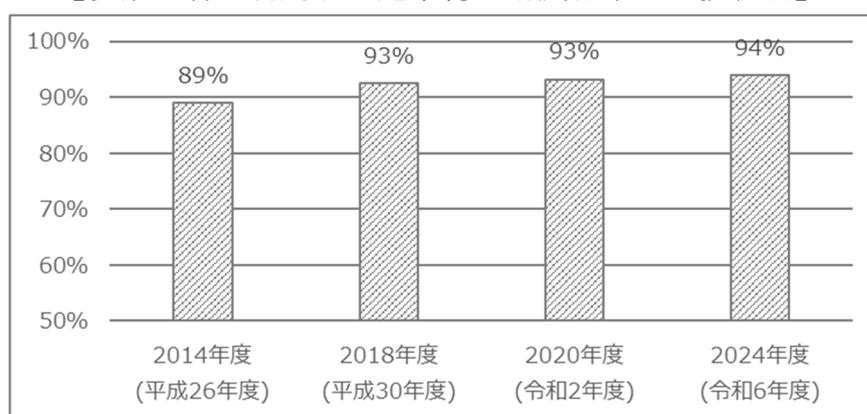
2025（令和7）年3月末時点

	棟数	耐震性あり	耐震化率
公共建築物*	7,525	7,399	約98%
民間建築物	21,302	19,665	約92%
計	28,827	27,064	約94%

※ 公共建築物は、県有建築物及び市町村有建築物を対象としています。

出典：神奈川県調べ

### 【多数の者が利用する建築物の耐震化率の進捗状況】



出典：神奈川県調べ

## ウ 沿道建築物

前計画では、2021（令和3）年6月時点の耐震化率が約26%であり、必要な耐震性能が確保されたものの割合を2030（令和12）年度までに5割とすることを目指しました。

2025（令和7）年3月末時点の調査結果では、耐震診断済み建築物692棟に対して耐震性のあるものが210棟となり、耐震化率は約30%となりました。

### 【沿道建築物の耐震化の状況（市指定路線含む）】

2025（令和7）年3月末時点

	棟数	耐震診断済み	耐震性あり	耐震化率
沿道建築物 (うち、県指定路線)	717 (12)	692 (8)	210 (4)	約30% (50%)

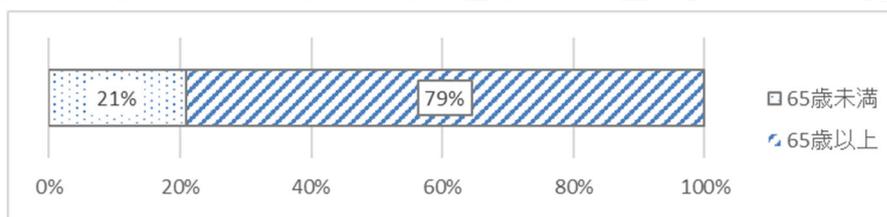
出典：神奈川県調べ

## (2) 現状分析と課題

### ア 住宅

2023（令和5）年時点における耐震化率は約94%となり、全国平均の約90%より高い耐震化率を示していますが、一戸建て住宅、共同住宅別で見ると、一戸建て住宅の耐震化率が低い状況です。一戸建て住宅は、旧耐震基準で建てられた住宅の世帯主の年齢構成を見ると、65歳以上の高齢者の割合が大きく、耐震化の取組が進みにくい状況にあると考えられます。

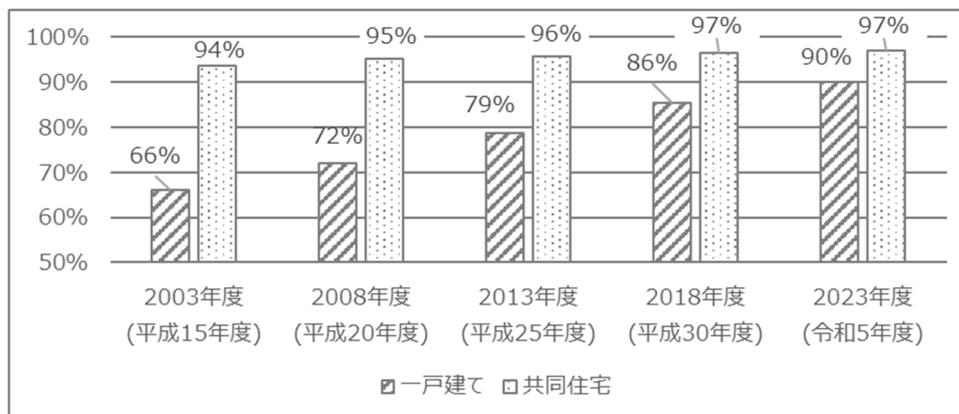
#### 【旧耐震基準で建てられた木造一戸建て住宅の世帯主年齢の分布状況】



出典：令和5年住宅・土地統計調査をもとに推計

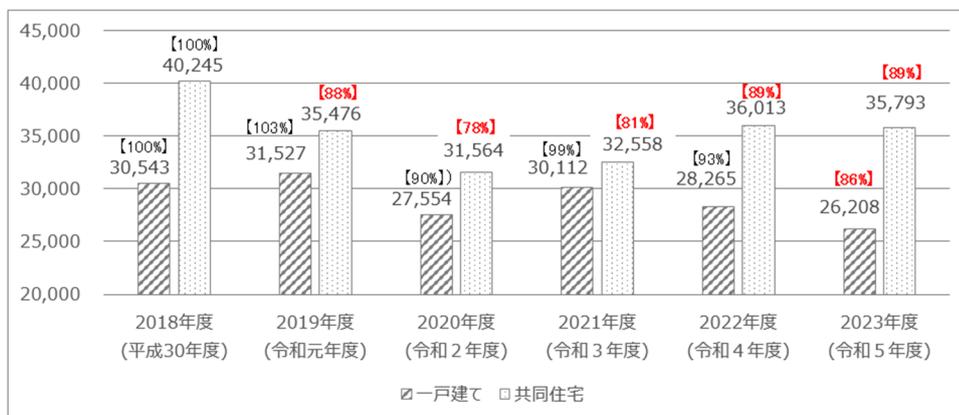
一方で、この5年間の耐震化率を見ると、共同住宅が伸びない結果となりました。共同住宅は、平成30年度に比べて新設着工戸数が90%未満に落ち込んでおり、これはコロナ禍などを背景に入居者等の合意形成が順調に進まず建替え工事の実施が控えられたことも一因と考えられます。

#### 【一戸建て住宅と共同住宅の耐震化率の推移】



出典：令和5年住宅・土地統計調査をもとに推計

#### 【一戸建て住宅と共同住宅の新設着工戸数の推移】



【 】書きは、平成30年度を100%とした場合の割合

出典：建築着工統計調査をもとに集計

## イ 多数の者が利用する建築物

2025（令和7）年3月末時点における耐震化率は約94%となり、耐震性が不十分なもののおおむね解消には少し届かない状況ですが、公共建築物では耐震化率が約98%となり、おおむね解消されました。一方、民間建築物では約92%であることから、引き続き耐震化を促進する必要があります。

多数の者が利用する建築物の中には、耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物が含まれますが、全ての要緊急安全確認大規模建築物で耐震診断は実施済みです。

2025（令和7）年3月時点で、対象建築物957棟に対して耐震性のあるものは908棟となり、耐震化率は約95%となりました。要緊急安全確認大規模建築物は、利用者数が多いなど倒壊等した場合に甚大な被害が生じるため、重点的に耐震化の対策に取り組んでいく必要があります。

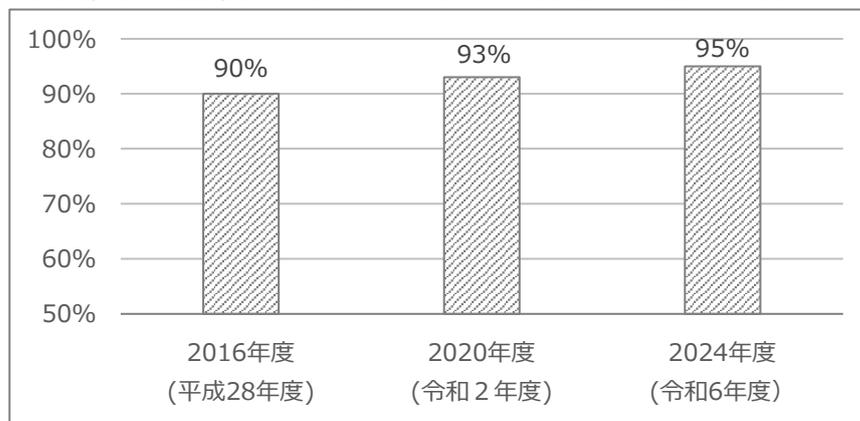
### 【要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況】

2025（令和7）年3月時点

	棟数	耐震診断 済み	耐震性 あり	耐震化率
要緊急安全確認大規模建築物	957	957	908	約95%

出典：神奈川県調べ

### 【要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率の進捗状況】



出典：神奈川県調べ

## ウ 沿道建築物

2025（令和7）年3月末時点における耐震化率は約30%と低い状況ですが、耐震診断実施済みの割合は約97%と高い状況にあります。

耐震診断を実施しても改修工事までは実施していない所有者等が多いため、耐震診断後に改修工事を検討中の所有者等に対して、工事の実施を促す取組を行っていく必要があります。

2025（令和7）年3月時点

	棟数	耐震診断 済み	耐震診断 実施割合
沿道建築物	717	692	約97%

出典：神奈川県調べ

## 第3章 建築物の耐震化の目標

### 1 目標設定の考え方

本計画では、2025（令和7）年7月に改正された国の基本方針を踏まえ、次のとおり「住宅」、「要緊急安全確認大規模建築物」及び「要安全確認計画記載建築物<sup>1</sup>」について県の目標を定めます。

このうち、耐震診断義務付け建築物である「要緊急安全確認大規模建築物」及び「要安全確認計画記載建築物」は、耐震性不足解消率（以下「解消率」という。）を指標として用います。

$$\text{解消率} = \frac{\text{耐震性のある建築物棟数} + \text{除却・建替えられた棟数}}{\text{耐震診断結果が公表された建築物<sup>2</sup>の棟数}}$$

耐震化率は、調査時点に存在する建築物の中で耐震性が確保されたものの割合を算出するため、除却や建替えられた建築物は考慮されません。

そのため、改正された基本方針では、耐震診断を義務化した建築物に対して、耐震性が不十分な建築物がどの程度解消されたかを評価する、解消率の考え方が示されました。

2025（令和7）年3月時点における解消率は、「要緊急安全確認大規模建築物」では約95%、「要安全確認計画記載建築物」では約39%です。

#### 【要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況】

2025（令和7）年3月時点

耐震診断結果が 公表された建築物	棟数	耐震性 あり	除却 済み	解消率
要緊急安全確認大規模建築物	957	908	47	約95%

出典：神奈川県調べ

#### 【要安全確認計画記載建築物の耐震化の状況】

2025（令和7）年3月末時点

耐震診断結果が 公表された建築物	棟数	耐震性 あり	除却 済み	解消率
要安全確認計画記載建築物	725	216	104	約39%
沿道建築物	717	210	104	約38%
広域防災拠点建築物 <sup>3</sup>	8	6	0	75%

出典：神奈川県調べ

1 要安全確認計画記載建築物：県又は市町村の耐震改修促進計画に記載された建築物で、耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物（法第7条）

2 耐震診断結果が公表された建築物：地方公共団体に耐震診断結果が報告された建築物のほか、未報告で報告命令が行われている建築物を含む

3 広域防災拠点建築物：県の耐震改修促進計画に記載された建築物で、要緊急安全確認大規模建築物のうち市町村と避難生活者の受入れに関する協定を締結したホテル・旅館（法第5条第3項第1号）

## 2 本計画の目標

### (1) 住宅

目標：耐震性が不十分な住宅を 2030(令和 12)年度までにおおむね解消

2023（令和 5）年住宅・土地統計調査の結果、約 6 % 残存する耐震性が不十分なものについて、2030(令和 12)年度までにおおむね解消することを目指します。

### (2) 耐震診断義務付け対象建築物

#### ア 要緊急安全確認大規模建築物

目標：耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物を 2030(令和 12)年度までにおおむね解消

2025（令和 7）年 3 月時点で、解消率約 95%である要緊急安全確認大規模建築物について、2030（令和 12）年度までにおおむね解消することを目指します。

#### イ 要安全確認計画記載建築物

目標：耐震性が不十分な要安全確認計画記載建築物を 2030（令和 12）年度までに 50%解消

2025（令和 7）年 3 月時点で、解消率約 39%である要安全確認計画記載建築物について、2030（令和 12）年度までに 50%解消することを目指します。

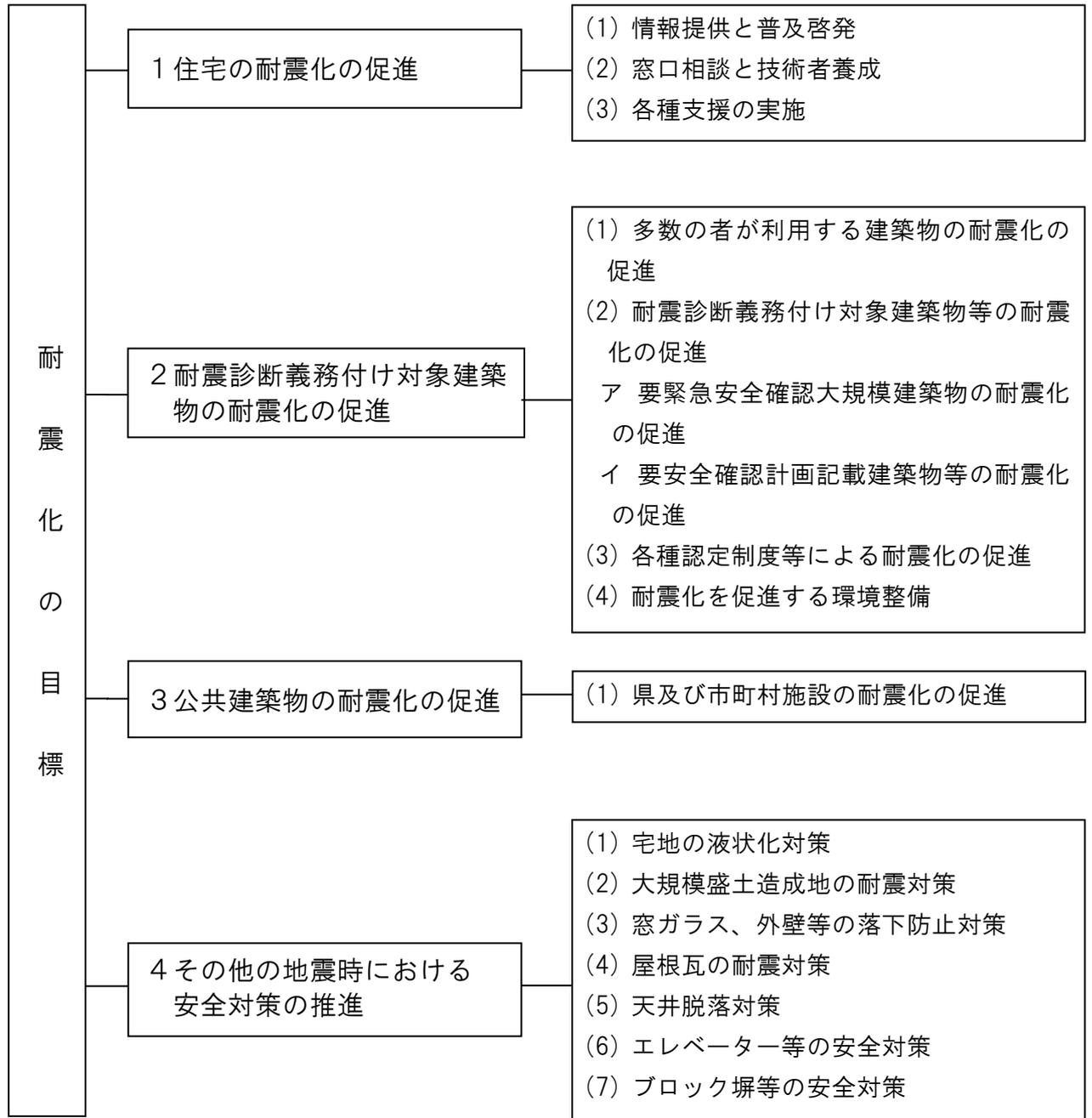
## 第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

住宅及び耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の目標の達成に向け、本県の建築物の耐震化を促進するための施策を次のとおり定め、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。

<目標>

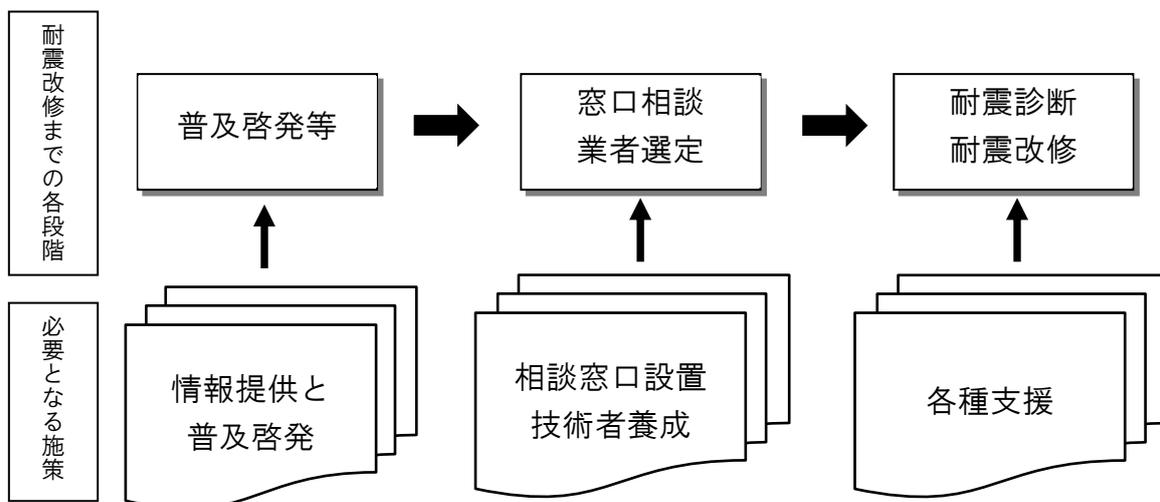
<施策の基本方向>

< 施 策 >



# 1 住宅の耐震化の促進

住宅（戸建て・マンション等）の耐震化を促進するために、住宅の所有者等に対して、意識啓発、窓口相談、耐震診断などの事業実施の各段階で必要となる施策を講じることにより、住宅の耐震化を総合的に支援します。



## (1) 情報提供と普及啓発

県は、住宅の所有者等に対して、地震に対する安全性を確保することの重要性を認識してもらうなど、建築物の耐震化に対する意識の向上を図るとともに、LINE 公式アカウント「かながわ防災パーソナルサポート」により災害リスク等を確認できるようにします。

### ア 資料やデジタルコンテンツを活用した普及啓発

木造住宅の耐震診断を手軽に行える耐震診断問診表等を掲載したパンフレット「地震にそなえてマイホームの点検」や、2000年基準を満たさない木造住宅の所有者等に耐震化を働きかけるチラシ「あなたの住まい、耐震性は大丈夫？」を、県や市町村の窓口、各種イベントなどで配布し、耐震化の重要性について意識啓発に努めます。



耐震改修工事は、省エネ改修工事等と同時に実施することで工事費用や工事期間等の面で効率的、合理的、経済的に進めることができることから、省エネ改修工事等の補助制度と併せて情報提供を行います。

また、市町村と連携して、旧耐震基準で建てられた住宅の所有者等にダイレクトメールの送付等を行い、直接的に耐震化を促していきます。高齢者に対しては、ワンストップサービスの拠点である地域包括支援センター等を通じた情報提供や相談窓口の案内も行います。

さらに、動画を活用した意識啓発や SNS での情報発信など、デジタルコンテンツを活用した意識啓発を行います。

#### イ 各種イベントと連携したセミナー等の開催

耐震診断・耐震改修の重要性や必要性について広く周知を図るため、出前講座の実施や、市町村と連携して、建築物防災週間などの各種行事や防災イベントの機会を捉えた耐震セミナーを開催します。

また、県民がいつでも耐震化の重要性と必要性が学べるよう、耐震 WEB セミナーを県のホームページ上で公開します。

#### ウ 防災マップ等の整備と情報提供

所有者等が災害に対する意識を深められるように、「e-かなマップ」に「防災マップ」や「地震被害想定調査結果マップ」を掲載しています。

また、要安全確認計画記載建築物である沿道建築物の耐震化の状況を国のウェブサイト「重ねるハザードマップ」に掲載するとともに、「かながわ防災パーソナルサポート」を通じて確認できるようにします。

### (2) 窓口相談と技術者養成

所有者等が耐震化に取り組みやすいように、相談窓口の設置や耐震技術者の養成などを進めていきます。

#### ア 県民相談窓口の設置と対応

県庁・県土木事務所・各市町村の建築担当部署に、相談窓口を設置し所有者等からの相談に対応します。

また、一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会や公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部 JIA 神奈川地域が設置する相談窓口では、建築士事務所の紹介や耐震診断等の相談に対応しており、県民が安心してマイホームの耐震化などを進められるように支援します。

#### イ 耐震技術者の養成

県と関係市町の共催で、耐震診断・耐震改修に関わる建築士や施工会社の建築技術者を対象に、木造住宅耐震改修実務セミナーを開催して、耐震技術者の養成を図ります。

また、セミナーを受講した技術者は、県のホームページで連絡先等を情報提供します。



## ウ 公社・URの技術力活用

地方住宅供給公社や独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）は、耐震診断・耐震改修について豊富な経験を有しています。

このため、神奈川県住宅供給公社、横浜市住宅供給公社、川崎市住宅供給公社及びURは、法第5条第3項第5号に基づき、神奈川県内において耐震診断・耐震改修を行うことができるものとします。

なお、URは、原則として、都市再生に資するものに限られます。

## (3) 各種支援の実施

住宅の所有者等が耐震診断や耐震改修等<sup>1</sup>を実施する際の費用について各種支援を行うことにより、住宅の耐震化の促進を図ります。

## ア 国の支援

国では、「社会資本整備総合交付金」により地方自治体が住宅やその敷地の擁壁に耐震診断・耐震改修等の補助を行う場合、その一部を支援しています。

また、住宅の耐震化に向けて、普及啓発や技術者への支援等積極的な取組を行っている地方公共団体を対象に、補強設計から耐震改修等までをパッケージで総合的に支援するメニュー（総合支援メニュー）を創設しています。

県では、市町村がこれら国の支援メニューを活用し耐震化の促進を図るよう働きかけていきます。

## イ リ・バース 60 による融資制度

所有者が高齢者である場合、住宅の耐震化にあたり資金調達が課題となる場合がありますが、独立行政法人住宅金融支援機構と提携する民間金融機関が提供する高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン「リ・バース 60」を利用し、利子補給を受けることで負担を軽減することができます。

リ・バース 60 は社会資本整備総合交付金と連携した制度で、市町村が所有者に利用対象証明書の交付を行う等所要の事務を行う必要があります。

所有者が高齢者である住宅の耐震化を促進するため、市町村へこの制度を取扱うことや資金調達を課題としている所有者に制度の周知を行うよう、働きかけていきます。

---

1 耐震改修等：耐震補強設計、耐震改修工事、建替え・除却工事を指す。

## ウ 県・市町村による支援

現在、多くの市町村が、旧耐震基準で建てられた住宅等の耐震診断や耐震改修等に対する補助制度を設けています。こうした市町村の取組に対して、県は、「神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金」の重点事業である「住宅揺れ対策事業」により支援を行っています。

また、この補助金では、令和7年度から2000年基準を満たさない新耐震基準の木造住宅まで補助対象を拡充しており、こうした住宅を補助対象としていない市町村に対して、制度拡充に向けた働きかけを行います。

## エ 税制優遇等

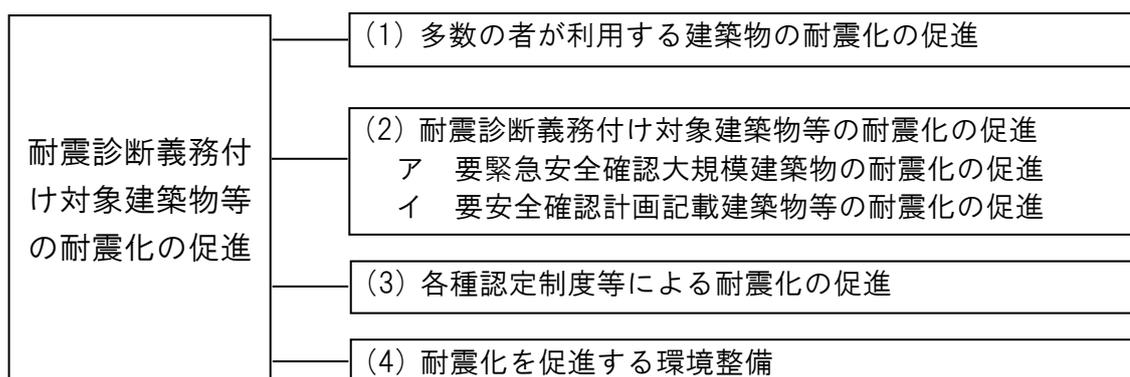
2013（平成25）年以降、1981（昭和56）年5月31日以前に着工された住宅の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられることがあります。また、一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられることがあります。

## オ いのちを守ることを優先とした対応

所有者の経済状況や建築物個々の事情から、すみやかに建築物全体の耐震改修等に着手することが困難な場合があります。このような場合には、まず当面の措置として主たる居室や寝室の構造部分のみを補強する一部屋耐震化や、家具の転倒防止を行うなど、いのちを守ることを優先した取組を行うことは重要です。

一部屋耐震化には国の補助制度を活用でき、県では、一部屋耐震化に係る市町村の取組に対して、「神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金」の「住宅揺れ対策事業」により支援を行っており、補助制度を設けていない市町村に対して、制度の創設に向けた働きかけを行います。





### (1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

多数の者が利用する建築物（資料1）については、所有者等が耐震化の重要性を理解し耐震診断や耐震改修等を進められるように、定期報告制度の機会を捉えて過去の震災被害状況や補助制度を情報提供するなど意識啓発を行っていきます。

### (2) 耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の促進

#### ア 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進

県では、倒壊等した場合に甚大な被害につながる要緊急安全確認大規模建築物（資料1）の耐震化の促進に取り組みます。

特に要配慮者が利用する学校や病院等については、市町と連携して国の補助制度を活用した耐震改修等の支援を行い、支援制度のない市町に対して支援制度の創設を働きかけていきます。

建築物の所有者等に対しては所管行政庁が直接訪問するなど、耐震改修等の最新の支援制度について丁寧に説明するとともに、建物所有者等が抱える個別の課題を踏まえた、きめ細かい対応を行います。

#### イ 要安全確認計画記載建築物等の耐震化の促進

県では、緊急輸送道路の沿道建築物や、市町村域を超える広域的な防災拠点となる建築物について、耐震化の促進に取り組みます。

##### ① 緊急輸送道路の沿道建築物

大規模地震による建築物の倒壊等で通行障害が起こらないよう、県域を越えた広域ネットワークを形成する緊急輸送道路（政令市以外の区域）である約 210km を、法第5条第3項第2号に基づき沿道建築物（資料1）に耐震診断を義務付ける路線として指定し、耐震診断や耐震改修等に支援しています。

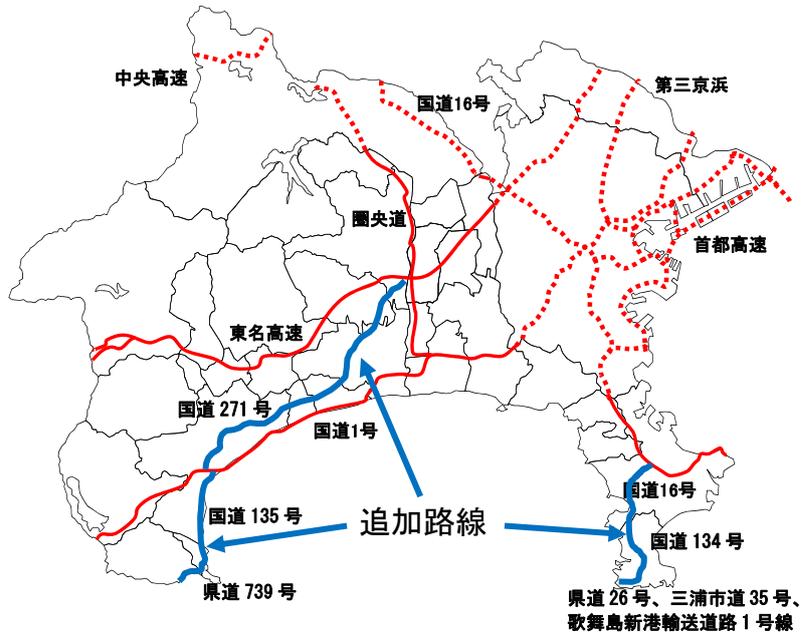
令和6年1月能登半島地震では半島部という地理的特性から、土砂崩壊等の災害による主要な道路の寸断により緊急車両の通行や物資の輸送などが妨げられました。本県においても同様の状況が懸念される三浦半島や真鶴半島において物資受入れ港に繋がる国道134・135号等は重要な路線であ

ることから、耐震診断義務付け路線として新たに指定します。

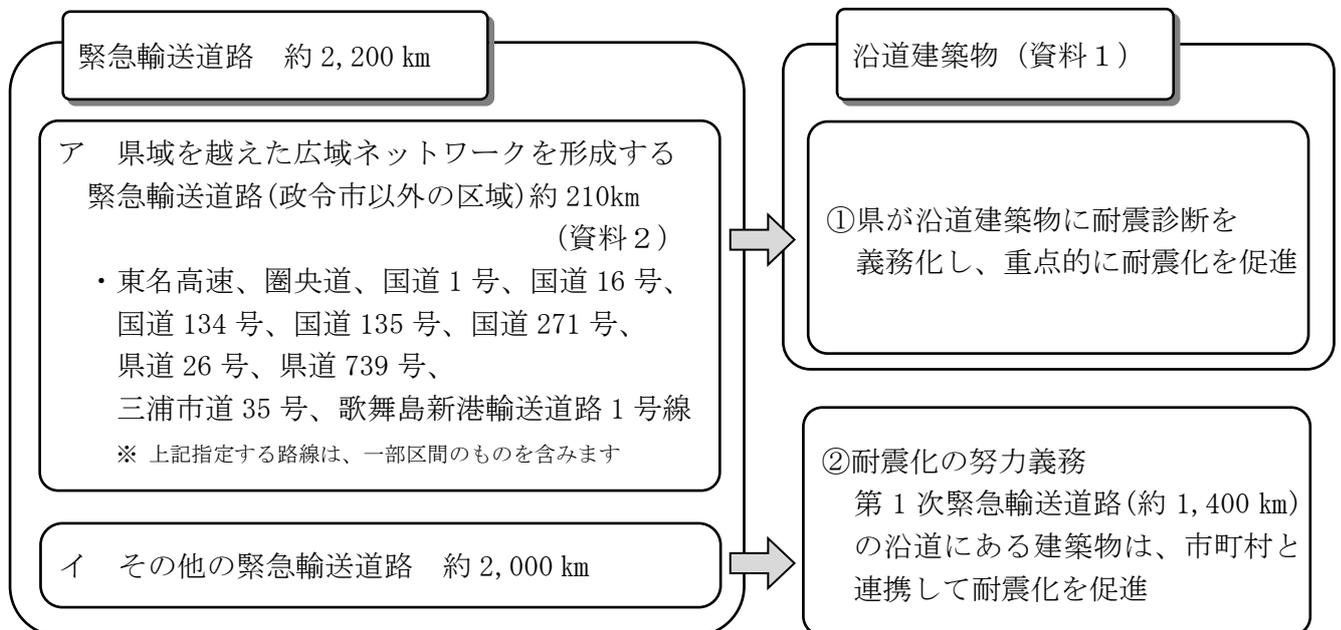
また、既指定路線である国道1号は大規模地震発生時に津波による被害を受けるおそれがあることから、国道271号（小田原厚木道路）も指定します。

なお、県が指定した路線を市町村の耐震改修促進計画でも指定し、沿道建築物に耐震診断を義務付けた場合は、市町村の義務付けが優先されます。

### <県耐震診断義務付け路線>



### <耐震化の義務の考え方>



その他の緊急輸送道路約 2,000 kmについては、法第5条第3項第3号に基づく耐震化努力義務路線として位置づけ、このうち第1次緊急輸送道路約 1,400 kmは、市町村と連携し対象となる建築物等の耐震診断や改修に対して支援を行い、支援制度のない市町村に対しては支援制度の創設を働きかけていきます。

県が沿道建築物に耐震診断を義務付けた路線は、市町計画に耐震化の取組を位置づける前においても、県計画に基づいて耐震診断義務付け建築物に関する国の補助制度を活用した支援が受けられます。

耐震診断を義務付けた沿道建築物の所有者等には、市町と連携して直接訪問などを行い、耐震診断や耐震改修等の最新の支援制度について丁寧に説明するとともに、建物所有者が抱える課題を踏まえたきめ細かい対応を行います。

また、新たに指定した路線の沿道建築物の所有者等に対しては、説明会を開催し丁寧に説明を行います。

#### トピック「デジタル技術（3次元点群データ）の活用」

県では、平成26年度に倒壊すると道路を閉塞するおそれのある沿道建築物を判定する調査を行い、耐震化を促進する取組を進めてきました。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、緊急輸送道路など主要な道路が寸断し集落の孤立が相次いだことから、平成26年度当時に判定できなかった建築物を改めて調べ直すこととしました。

調査には3次元点群データを活用し、現地で測量することなくPC上で建物の高さ等を計測することで効率的に調査し、耐震診断を義務付ける建築物の精査を行いました。



3次元点群データ

#### ② 広域防災拠点建築物

県では、市町村域を超える広域的な防災拠点となる建築物について、法第5条第3項第1号に基づき、要緊急安全確認大規模建築物に該当する建築物のうち、所在市町村と避難生活者の受け入れに関する協定書を締結したものを対象に指定しています。

こうした建築物に対して、国や市町村と連携して耐震改修等について支援します。

#### (3) 各種認定制度等による耐震化の促進

法では、建築物の耐震改修に対しての促進策が設けられています。県では、法の各種認定制度を活用して建築物の耐震化を促進していきます（制度に関しては、戸建て住宅やマンションも活用可能です）。

また、段階改修（部分改修）や除却等への補助を行い、耐震化を促進していきます。

##### ア 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和(法第17条)

耐震改修を行う際、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐火規定の緩和や容積率、建ぺい率の特例措置の適用が受けられます。

##### イ 建築物の地震に対する安全性の表示制度(法第22条)

所管行政庁から地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示できます。

#### ウ 区分所有建築物の議決要件の緩和（法第 25 条）

所管行政庁から、耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議が、 $\frac{3}{4}$  以上から  $\frac{1}{2}$  超（過半数）に緩和されます。

またこの決議は、法改正（令和 8 年 4 月施行）により、これまでの全区分所有者による決議から、集会に出席した区分所有者による決議が可能と緩和されます。

#### エ 段階改修（部分改修）などの柔軟な運用

所有者の財政状況や建築物個々の事情から、建築物全体の耐震改修が困難な場合があります。このような場合には、例えば改修可能な部分から順次耐震改修を進めていく段階的（部分的）な対応とすることも考えられます。県では、市町村がこのような補助制度の柔軟な運用に取り組んでいけるよう支援していきます。

#### オ 除却等の促進

耐震化の促進にあたっては、建物の耐震改修を促進するとともに耐震性が不十分な建物の除却や建替えを行うことも有効です。県では、市町村が除却や建替えについても国の補助制度を活用して支援に取り組むよう働きかけていきます。

また、建物の区分所有等に関する法律の改正（令和 8 年 4 月施行）により、耐震性が不十分なものとして定められた要件を満たす場合は、建替え等の決議が、区分所有者及び議決権の各  $\frac{4}{5}$  以上から  $\frac{3}{4}$  以上に緩和されます。

### (4) 耐震化を促進する環境整備

#### ア 建築物の所有者への周知

県のホームページなどを活用し、耐震化の必要性や補助制度、マイホームの点検方法等、建築物の耐震化に関する様々な情報を周知します。

特に、法によって耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物や要安全確認計画記載建築物の所有者等については、直接訪問などを行い重点的に周知します。

#### イ 相談窓口での情報提供

県庁及び県の土木事務所並びに各市町村の建築担当部署において、所有者等からの相談に対応します。

また、耐震診断・耐震改修に関する支援制度について情報提供を行います。

#### ウ 有資格者の情報提供

耐震診断を実施する有資格者を一般財団法人日本建築防災協会が講習会により育成を図っていることから、育成した有資格者について県のホームページで情報提供します。

### 3 公共建築物の耐震化の促進

県及び市町村が所有する公共建築物は耐震性の不十分なもののおおむね解消が達成されましたが、耐震化が未了の施設について、引き続き計画的な改修や建替え等を通じた耐震化に取り組みます。

#### ＜県及び市町村の公共建築物の耐震化状況＞

2025（令和7）年3月末時点

	棟数※	耐震性あり	耐震化率
公共建築物	7,525	7,399	約98%

※ 表中の棟数は、多数の者が利用する建築物（資料1）の規模要件に該当する建築物  
出典：神奈川県調べ

### 4 その他の地震時における安全対策の推進

建築物の耐震化と併せて、地盤や落下物、エレベーターなどの安全対策を進め、地震時における安全性の向上を図ります。

#### (1) 宅地の液状化対策

2011（平成23）年の東日本大震災では、県内を含む数多くの場所で液状化の被害が発生しました。そこで、2013（平成25）年度に改訂した「建築物の液状化対策マニュアル」などにより、液状化が起こりやすい土地の判定方法、建築物の液状化対策工法及び液状化についての相談窓口などについて情報提供を行います。

#### (2) 大規模盛土造成地の耐震対策

2004（平成16）年の新潟県中越地震や2011（平成23）年の東日本大震災などの大規模地震によって、大規模な盛土造成地の崩落被害が多数発生しました。このため、県では、県民の防災意識の向上を図るため、一定規模以上の盛土造成地の概ねの位置を示した「大規模盛土造成地マップ」を作成し、県のホームページや市町村等の窓口において公表しています。また、地元市町村と連携して現地調査等を行い、当該造成地の危険性が高い場合には、土地所有者等に防災工事の実施等を促して、大規模盛土造成地の地震時における安全性の向上を図ります。

#### (3) 窓ガラス、外壁等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、袖看板など、建築物の外装材の損壊・落下による被害も懸念されます。

こうした被害は、1978（昭和53）年の宮城県沖地震で注目され、2011（平成23）年の東日本大震災では、広い範囲で数多くの被害が確認されました。

このため、地震発生時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理を促します。

#### (4) 屋根瓦の耐震対策

屋根瓦の耐震性については、令和6年能登半島地震で一定の被害が確認されたものの、実施された国の調査では「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（2021年改訂）」で施工された屋根瓦は脱落などの被害を受けていないことが報告されました。

また、当該ガイドラインを踏まえて告示が改正（2022（令和4）年1月施行）され、屋根瓦の緊結方法が強化されています。

屋根瓦の安全性の確保を図るため、具体的な緊結方法などを県のホームページで情報提供し、住宅所有者や施工者等の意識啓発を行います。

#### (5) 天井脱落対策

2011（平成23）年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について定期報告制度による情報把握を行い、建築物の所有者等に脱落防止措置を講じるよう促します。

#### (6) エレベーター等の安全対策

2005（平成17）年の千葉県北西部の地震では、首都圏の多くのビルでエレベーターの緊急停止による閉じ込め事故が発生し、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。また、2011（平成23）年の東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、新たな基準が定められました。

そこで地震時のリスクなどを周知するため、エレベーターやエスカレーターが設置された建築物の所有者等に定期報告制度の機会を捉えて、安全性の確保を図るよう促します。

#### (7) ブロック塀等の安全対策

2018（平成30）年の大阪府北部地震では、コンクリートブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。

県ではブロック塀等の耐震化に関する情報等の普及啓発を引き続き行うとともに、特に、通学路等の沿道において、危険なブロック塀等の把握、改善を行うよう市町村に対して働きかけていきます。

また、市町村に危険なブロック塀等の改修・撤去に関する補助制度の創設や拡充について働きかけるとともに、県は、危険なブロック塀の撤去費用の補助制度を設けている市町村に支援を行います。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 推進体制

#### (1) 県と市町村との連携

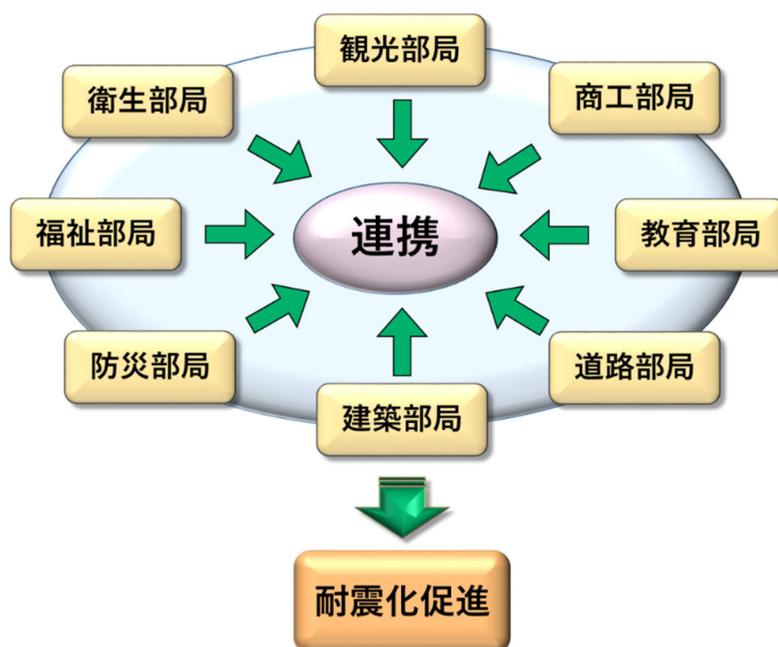
県と33市町村では、県内の建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「神奈川県建築物耐震化促進協議会」を設置し建築物の耐震化に向けて連携して取り組んでおり、この結果、県内のすべての市町村で耐震改修促進計画が策定されています。

引き続き、こうした場を活用し、市町村と連携しながら計画の推進を図っていきます。

#### (2) 県の関係部局との連携

県では、関係部局と庁舎、病院、学校等の施設管理者とが連携して、耐震化を計画的に推進します。

また、建築物の所有者の高齢化等を踏まえた福祉部局との連携や、大規模災害時に緊急輸送を速やかに行えるよう道路部局が進める緊急輸送道路の取組と連携し、耐震化の促進を図っていきます。



## 2 法に基づく指導・助言等

### (1) 耐震改修促進法による指導・助言の実施

県と12市の所管行政庁では、建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行います。

### (2) 耐震診断義務付け建築物への対応

要緊急安全確認大規模建築物と要安全確認計画記載建築物の耐震診断の実施状況は次のとおりです。

2025（令和7）年3月末時点

	棟数※	耐震診断 済み	耐震診断 実施割合
要緊急安全確認大規模建築物	957	957	100%
要安全確認計画記載建築物	725	700	約97%

※ 耐震診断結果が公表されていない建築物を除く  
出典：神奈川県調べ

### (3) 耐震診断の結果の公表

県が建築物の所有者から報告を受けた耐震診断の結果については、国土交通省令に基づき、ホームページで公表しています。

	耐震診断結果の公表時期
要緊急安全確認大規模建築物	2017（平成29）年3月
要安全確認計画記載建築物	2023（令和5）年1月

## 3 施策のフォローアップについて

計画で目標設定している「住宅」の耐震化率の実績値は、国が5年ごとに公表する住宅・土地統計調査のデータに基づき算出するとともに、「要緊急安全確認大規模建築物」や「要安全確認計画記載建築物」の耐震化の進捗状況について継続的にフォローアップします。

【本計画での建築物等の説明】

種 類		説 明
住宅		戸建住宅、長屋、共同住宅等
多数の者が利用する建築物		学校、体育館、病院、集会場、百貨店、ホテル、事務所、社会福祉施設等、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上の建築物  ※用途により規模は異なるが「階数3以上、1,000㎡以上」等が対象。 詳細は、資料1参照
耐震診断義務付け対象建築物	不特定多数・避難確保上特に配慮が必要な者が利用する大規模建築物 【要緊急安全確認大規模建築物】	学校、体育館、病院、集会場、百貨店、ホテル、事務所、社会福祉施設等、その他多数の者が利用する建築物で大規模な建築物等  ※多数の者が利用する建築物のうち規模が特に大きな建築物が対象。 用途により規模は異なるが「階数3以上、5,000㎡以上」等が対象。 詳細は、資料1参照。
	広域防災拠点建築物 【要安全確認計画記載建築物】	要緊急安全確認大規模建築物のうち、ホテルや旅館で、所在市町村と「避難生活者の受入れに関する協定書」を締結したもの。  ※詳細は、資料1参照
	沿道建築物 【要安全確認計画記載建築物】	県が指定した緊急輸送道路の沿道の建築物のうち、一定の高さ以上の建築物  ※一定の高さについては、資料1参照。 (2015(平成27)年3月指定。資料2)

# 資料編

資料 1 耐震改修促進法における建築物一覧

資料 2 耐震診断を義務化する建築物

参考資料 1 緊急輸送道路に係る耐震診断義務化路線

# 資料 1 耐震改修促進法における建築物一覧

## 【多数の者が利用する建築物、要緊急安全確認大規模建築物】

用途		多数の者が利用する建築物 法第14条第1号	要緊急安全確認大規模建築物 附則第3条	
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (一般公共の用に供されるもの)	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
広域防災拠点建築物			法第5条第3項第1号の規定により県耐震改修促進計画に記載された旧耐震基準の建築物 (要緊急安全確認大規模建築物のうち市町村と避難生活者の受入れに関する協定を締結したホテル・旅館)	

## 【要安全確認計画記載建築物】

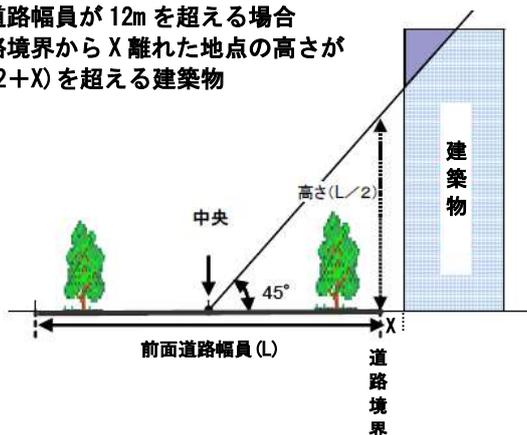
### [沿道建築物]

法第5条第3項第2号及び法第6条第3項第1号の規定により耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物で、以下の要件に該当するもの。

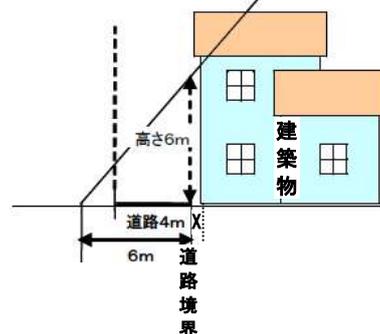
#### 一定の高さ以上の建築物等

### 【建築物】

①前面道路幅員が12mを超える場合  
道路境界からX離れた地点の高さが  
( $L/2+X$ )を超える建築物

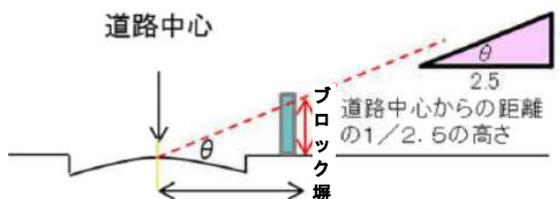


②前面道路幅員が12m以下の場合  
道路境界からX離れた地点の高さが  
( $6m+X$ )を超える建築物



### 【ブロック塀】

- ・昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した塀
- ・長さが25mを超える塀
- ・塀から前面道路の中心線までの距離を2.5で除した数値を超える高さの塀



### [広域防災拠点建築物]

耐震改修促進法の附則第3条第1項に掲げる「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する建築物のうち用途がホテル・旅館で、所在市町村と「避難生活者の受入れに関する協定書」を締結したもの。

#### <注記>

- ・協定書は、施設と所在市町村とが締結したもので、受入期間と受入人数を明確にしてください。協定の名称やその他の規定内容は問いません。
- ・広域防災拠点の趣旨から、所在市町村以外の住民をも受入れることが可能なもので、受入期間を3ヶ月以上、受入人数を100人以上とするものを対象とします。

## 資料2 耐震診断を義務化する建築物

【要緊急安全確認大規模建築物】平成25年11月改正法施行

＜参考＞ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

附則

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 次に掲げる既存耐震不適合建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適合建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適合建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適合建築物

※ 対象となる建築物の用途・規模については、資料1の表を参照して下さい。

※ 耐震診断を実施する者の資格について

「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震診断は、一級建築士等であつて耐震診断に係る一定の講習を受けている者（耐震診断資格者）に行なわせることが必要となります。

ただし、改正法の施行前に実施した耐震診断については、耐震診断を行なった者の資格要件はありません。

## 【要安全確認計画記載建築物】

### [沿道建築物]

下記の路線（区間）の沿道建築物（法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物で耐震不明建築物に限る。）の所有者は、耐震診断を行い、その結果を下記報告期限までに所管行政庁（県又は特定行政庁）へ報告しなければならない。

#### (1) 平成 27 年 3 月指定

報告期限：平成 30 年 3 月 31 日まで

路線名		区間
東名高速	第一東海自動車道	横浜市・大和市境～静岡県境
圏央道	国道 468 号（さがみ縦貫道路）	相模原市・愛川町境～茅ヶ崎 JCT
国道1号	国道 1 号	横浜市・藤沢市境～藤沢 IC、茅ヶ崎西 IC～大磯西 IC、箱根峠 IC～静岡県境
	国道 1 号（新湘南バイパス）	藤沢 IC～茅ヶ崎西 IC
	国道 1 号（西湘バイパス）	大磯西 IC～箱根口 IC
	国道 1 号（小田原箱根道路）	全線
国道 1 号（箱根新道）	全線	
国道16号	国道 16 号	相模原市・大和市境～大和市・東京都境、馬堀海岸インター～横須賀市走水 2 丁目 169 番地 1 地先
	国道16号（横浜横須賀道路）	横浜市・逗子市境～馬堀海岸インター

#### (2) 令和 8 年 3 月指定

報告期限：令和 11 年 3 月 31 日まで

路線名		区間
国道 1 号（西湘バイパス）		早川 IC～石橋 IC
国道134号		県道 26 号（三浦縦貫道路）交点～県道 26 号（引橋交差点）
国道135号		石橋 IC～静岡県境（真鶴道路は除く）
国道271号	国道 271 号（小田原厚木道路）	全線
県道26号	県道 26 号（三浦縦貫道路）	国道 16 号（横浜横須賀道路）衣笠インター～国道 134 号交点
	県道 26 号	国道 134 号交点（引橋交差点）～三浦市道 35 号交点
県道739号		国道 135 号交点～真鶴港
三浦市道 35 号		県道 26 号交点～歌舞島新港輸送道路 1 号線交点（三浦三崎郵便局前）
歌舞島新港輸送道路1号線		市道 35 号交点（三浦三崎郵便局前）～三崎漁港耐震岸壁

なお、上記路線において、指定後に行われた個別調査等で新たに沿道建築物に該当することとなった建築物の所有者は、県が随時行う通知に記載した日までに耐震診断の結果を報告しなければならない。

### [広域防災拠点建築物]

広域防災拠点建築物（法第5条第3項第1号に規定する公益上必要な建築物で政令で定めるもの。既存耐震不適格建築物で耐震不明建築物に限る。）の所有者は、耐震診断を行い、その結果を下記報告期限までに所管行政庁（県又は特定行政庁）へ報告しなければならない。

#### ○平成 26 年 3 月指定

報告期限：平成 27 年 12 月 31 日まで

# 参考資料 1

